

デイサービスクローバー麻布十番 運営規定

(事業の目的)

第1条

株式会社 CLOVER が開設するデイサービスクローバー麻布十番(以下「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者(以下「地域密着型通所介護従事者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の目的)

第2条

- 1 事業所の地域密着型通所介護従事者は、要介護状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努め、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の区市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 5 地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者への情報提供を行う。
- 6 前5項のほか、「指定地域密着型通所介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」「港区指定密着型サービスの事業の人員・設備及び運営の基準に関する条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスクローバー麻布十番
- 2 所在地 東京都港区麻布十番 3-10-1-3F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容、員数は次のとおりとする。

1 管理者(常勤1名、生活相談員兼務)

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている。指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 地域密着型通所介護従事者 生活相談員1名以上 介護職員1名以上

地域密着型通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護の業務にあたる。生活相談員は、指定地域密着型通所介護の利用申込にかかる調整、他の介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護の作成等を行う。介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

3 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

3 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 年中無休

2 営業時間 午前9時から午後6時

3 サービス提供時間 午前9時30分から午後5時40分

(利用定員)

第6条

事業所の利用者の定員は、1日18名とする。

(指定地域密着型通所介護の提供方法、内容)

第7条

地域密着型通所介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。例えば、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
衣類着脱の介護、身体清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活を送ることができるよう、レクリエーション・生活リハビリを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。レクリエーション・生活リハビリテーション・音楽活動・制作活動・行事的活動・体操

6 送迎に関すること

利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には地域密着型通所介護従事者が添乗必要な介護を行う。送迎、移動、移乗動作の介助

7 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条

1 地域密着型通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保険・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者と連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく地域密着型通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して地域密着型通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条

1 指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、地域密着型通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった地域密

着型通所介護を作成する。

2 地域密着型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第 10 条

地域密着型通所介護従事者は、地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該地域密着型通所介護について、介護保険法第 42 条 2 第 6 項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(地域密着型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第 11 条

1 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスである時は負担割合に応じた金額とする。
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)」によるものとする。

2 第 12 条の通常の事業実施地域を超えて行う送迎の交通費、営業時間帯を超えて地域密着型通所介護を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、レクリエーションにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

3 第 1 項及び第 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 費用を変更する場合には、予め前項と同様に利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

5 法廷代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められた事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して発行する。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条

通常の事業の実施地域は、東京都港区とする。

(契約書の作成)

第 13 条

地域密着型通所介護の提供を開始するにあたって、本規定に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条

地域密着型通所介護従事者等は、指定地域密着型通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 1 地域密着型通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。
- 2 利用者に対する地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族、居宅支援事業者等に連絡すると共に必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 15 条

地域密着型通所介護事業所は、非常災害に備えるため、避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を整える。

総合防災訓練 年 1 回

部分訓練(消化、通報、避難誘導など)

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第 16 条

- 1 地域密着型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 17 条

利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立合いのもとでを使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(苦情処理)

第 18 条

管理者は、提供した地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

[事故処理]

第 19 条

- 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、居宅介護支援事業所の介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

[個人情報の扱い]

第 20 条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

[その他運営についての重要事項]

第 21 条

- 1 従事者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - 二 継続研修 年 2 回以上
 - 三 個別研修 年 12 回
- 2 事業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。その完結の日から 2 年間保存するものとする。

5 この規定の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 CLOVER とデイサービスクローバー麻布十番の管理者との協議に基づき定めるものとする。

第 22 条

- 1 事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね 6 ヶ月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等についての記録を作成して保存する。
- 2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存する。
- 3 事業所は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 23 項

施設(事業所)は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設(事業所)における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 施設(事業所)における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 施設(事業所)において、介護職員その他の従業者に対し虐待の防止のための研修を年 1 回実施すること。
- 四 前三項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 五 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待及び不適切な身体拘束の通報があるときは、虐待防止・不適切な身体拘束適正化対応規定に基づき、対応しなければならない。
- 六 もし虐待が発生した場合には、速やかに区市町村へ報告し、対応することとする。

(感染症等の予防まん延の防止)

第 24 条

事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的実施する。

(身体拘束の禁止)

第 25 条

- 1 事業者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策検討委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(業務継続計画の策定等)

第 26 条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。